

令和2年度 指名停止等措置状況一覧

番号	指名停止事業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	要領適用条項
			自	至	(月数)		
1	株式会社エースデンキ	岩倉市下本町燈明庵 101-3	2.7.29	2.9.28	2 か月	<p>(株)エースデンキは、令和2年7月16日に執行された物品の入札において落札業者となったが、同日付で契約数量の納品見込みがなくなったことを理由に本契約に対する辞退願いの提出がされたもの。</p> <p>したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、本市の入札参加資格を有する(株)エースデンキに対して指名停止を行うもの。</p>	要領第4条第1項（別表第2-10）
2	株式会社魚初	岩倉市栄町 2-15	2.8.7	2.9.6	1 か月	<p>(株)魚初は、令和2年7月22日に認定こども園岩倉北幼稚園に食中毒病因物質に汚染された疑いのある食品を提供したことにより、愛知県より令和2年8月5日に食品衛生法第6条の規定に違反するとして営業禁止とされたもの。</p> <p>したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、本市の入札参加資格を有する(株)魚初に対して指名停止を行うもの。</p>	要領第4条第1項（別表第2-19）